

【ボランティア活動保険】

1 主な補償内容及び年間保険料

		基本プラン	天災・地震補償プラン
死亡保険金		1,040万円	
後遺障害保険金		1,040万円 (限度額)	
入院保険金日額		6,500円	
手術 保険金	入院中の手術	65,000円	
	外来の手術	32,500円	
通院保険金日額		4,000円	
特定感染症		補償開始日から補償	
地震・噴火・津波による死傷 ^(※)		×	○
賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円 (限度額)	
年間保険料		350円	500円

〈基本プランおよび天災・地震補償プランに加入される方へ〉
基本プランでは地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

※天災・地震補償とは…地震、噴火、津波に起因する死傷を指します

(注意)賠償責任保険については、地震等に起因する場合は無責となるため、対象になりません。

- ・熱中症補償・細菌性およびウイルス性食中毒補償
- ・往復途上補償・特定感染症補償
- ・未成年者の場合はその監督義務者も賠償責任の補償の被保険者としています。
- ・NPO法人に所属するボランティアの場合は、NPO法人も賠償責任の補償の被保険者としています。

〈特定感染症に関する取り扱い変更〉

特定感染症についても 10 日間の免責期間がなくなり、補償開始日から補償対象となりました。5 類感染症移行に伴い、新型コロナウイルス感染症は補償対象外となりました。

2 保険金をお支払いする主な場合

〈ケガの補償〉

- ・清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。
- ・ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。
- ・活動中、熱中症になり通院した。
- ・災害ボランティア活動中。飛び出していたクギを踏みケガをして通院した。
- ・活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。など

〈賠償責任の補償〉

- ・入浴ボランティア活動中、誤ってお年寄りにケガをさせた。
- ・家事援助ボランティアで清掃中、誤って花びんを落としてこわした。
- ・自転車ボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。など